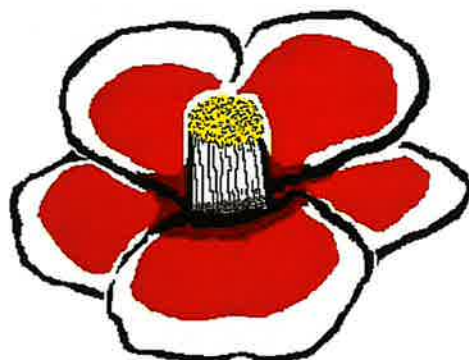


家畜衛生情報

つばき



季刊 第134号

令和3年 冬号



五島牛
(丑年)

目次

- P.2…家畜伝染性疾病発生状況
- P.4…五島日本語学校で動物検疫・家畜衛生の説明会を実施しました
農場飼養衛生管理マニュアルの作成をお願いします
- P.5…牛流行熱等抗体検査結果について
凍結精液の譲渡について
- P.6…家畜・家きんを飼養されている方は
定期報告の提出が必要です

長崎県五島家畜保健衛生所
(五島振興局農林水産部家畜衛生課)

〒853-0031

長崎県五島市吉久木町725-3

TEL (0959)72-3379

FAX (0959)72-1023

E-mail s12230@pref.nagasaki.lg.jp



家畜伝染性疾病発生状況

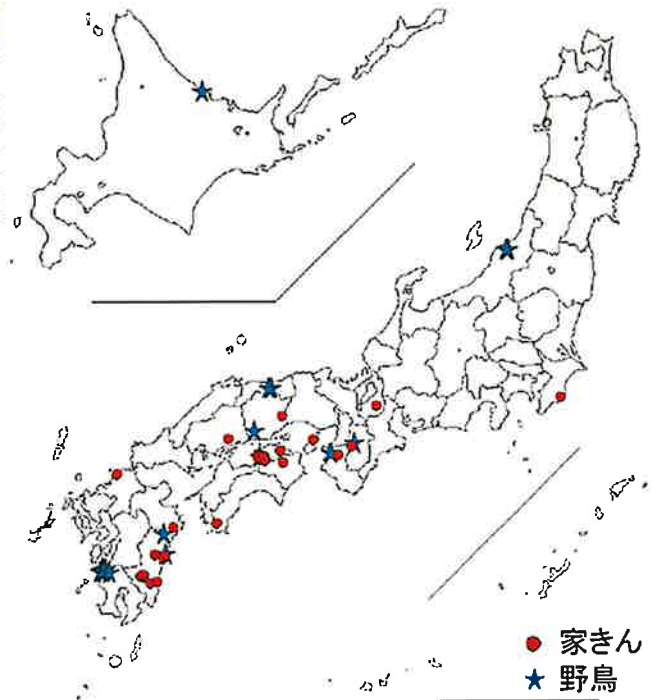
鳥インフルエンザ

下図のように、今シーズンは全国各地で高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されています。五島地域においても、いつ本病が発生してもおかしくありません。家畜飼養者の皆様は、引続き飼養衛生管理基準の遵守を徹底し、本病発生防止に努めましょう。

令和2年度 国内における高病原性鳥インフルエンザ発生状況 (令和2年12月24日時点)

家きん 13県32事例(H5N8*) *31,32例目は型検査中

事例	発生場所 (疑似患者判定日)	飼養状況 (万羽)	事例	発生場所 (疑似患者判定日)	飼養状況 (万羽)
1	香川県三豊市(11/5)	採卵鶏約31.7	26	宮崎県日向市(12/14)	肉用鶏約4.6
2	香川県東かがわ市(11/8)	採卵鶏約4.6	26関連	宮崎県川南町(12/14)	肉用鶏約2 (食鳥処理場)
3	香川県三豊市(11/11)	肉用種鶏約1.1	27	高知県宿毛市(12/16)	採卵鶏約2.7
4	香川県三豊市(11/13)	肉用種鶏約1	28	香川県三豊市(12/16)	肉用鶏約1.4
5	香川県三豊市(11/15)	採卵鶏約7.7	28関連	香川県三豊市(12/16)	肉用種鶏約1.5
6	香川県三豊市(11/20)	採卵鶏約15.4	29	徳島県阿波市(12/19)	採卵鶏約0.8
6関連	香川県三豊市(11/20)	採卵鶏約11.7	30	宮崎県宮崎市(12/19)	肉用種鶏約3.4
6関連	香川県三豊市(11/20)	採卵鶏約2	31	香川県三豊市(12/23)	肉用種鶏約2.6
6関連	香川県三豊市(11/20)	肉用種鶏約5.7	32	千葉県いすみ市(12/24)	採卵鶏約116
6関連	香川県三豊市(11/20)	肉用種鶏約1.7			
7	香川県三豊市(11/20)	採卵鶏約43.9			
8	香川県三豊市(11/21)	採卵鶏約7.5			
9	福岡県宗像市(11/25)	肉用種鶏約9.2			
10	兵庫県淡路市(11/25)	採卵鶏約14.5			
11	宮崎県日向市(12/1)	肉用種鶏約4.0			
12	宮崎県都農町(12/2)	肉用種鶏約3.0			
13	香川県三豊市(12/2)	採卵鶏約22.5			
13関連	香川県三豊市(12/2)	採卵鶏約12.3			
14	香川県三豊市(12/2)	採卵鶏約1.9			
15	宮崎県都城(12/3)	肉用種鶏約3.4			
16	奈良県五條市(12/6)	採卵鶏約7.7			
17	広島県三原市(12/7)	採卵鶏約8.5			
17関連	広島県三原市(12/7)	採卵鶏約5.2			
18	宮崎県都城(12/7)	肉用種鶏約5.9			
19	宮崎県小林市(12/8)	肉用種鶏約4.3			
20	大分県佐伯市(12/10)	肉用種鶏約1.4			
20関連	大分県佐伯市(12/10)	肉用種鶏約2.4			
20関連	大分県佐伯市(12/10)	肉用種鶏約1.8			
21	和歌山県紀の川市(12/10)	採卵鶏約6.8			
22	岡山県美作市(12/11)	育雛約52.7			
22関連	岡山県美作市(12/11)	育雛約11.8			
23	滋賀県東近江市(12/13)	採卵鶏約1.0			
24	宮崎県宮崎市(12/14)	採卵鶏約7			
24関連	宮崎県宮崎市(12/14)	採卵鶏約4.5			
24関連	宮崎県宮崎市(12/14)	採卵鶏約1.1			
25	香川県三豊市(12/14)	採卵種鶏約2.8			



野鳥 8道県20事例(H5N8)、2県2事例(検査中) ・月日は検体回収日(同月日重複は別事例)

北海道紋別市糞便(10/24)、鹿児島県出水市環境試料(水)(11/9,16,23,30,12/7,14,14)・糞便(11/5)、死亡野鳥(12/18) 新潟県阿賀野市環境試料(水)(11/16)・糞便(11/16)、和歌山県和歌山市死亡野鳥(12/3)、岡山県矢掛町死亡野鳥(12/4)、宮崎県延岡市糞便(11/30)・都農町糞便(11/30)、香川県三豊市死亡野鳥(12/8)、鳥取県鳥取市糞便(12/7)・環境資料(水)(12/9)、奈良県大淀町死亡野鳥(12/20 検査中)、鹿児島県出水市衰弱野鳥(12/22 検査中)

出典: 農林水産省HP

五島地域鳥インフルエンザ防疫演習を実施しました

鳥インフルエンザの発生に備え、10月29日に五島地域鳥インフルエンザ防疫演習を実施しました。

演習では、防疫作業時に着用する防護資材の着脱を実際に行い、万が一の発生に備えています。

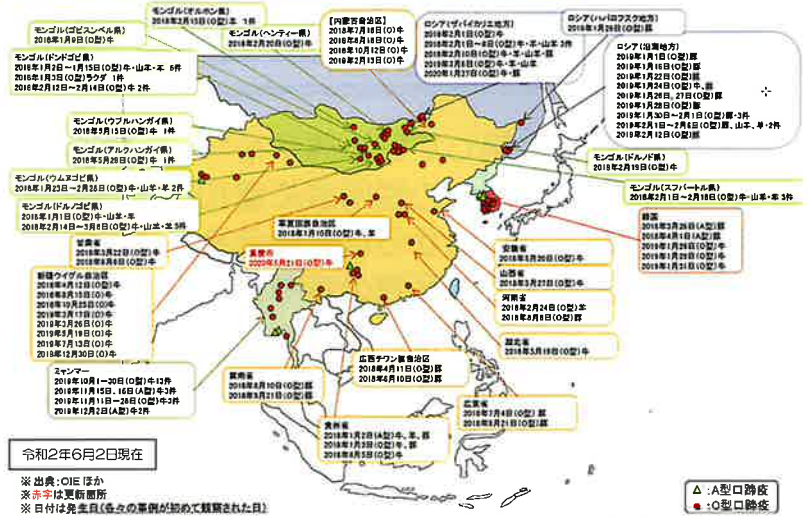


口蹄疫

平成30年以降、近隣諸国での発生が相次いでおり、平成31年1月には韓国で発生が確認されました。

令和2年5月に中国で確認されて以降、発生の報告はなされていませんが、強い伝染力をもつウイルスが侵入するリスクは高いですので、飼養衛生管理基準の遵守をお願いします。

アジアにおける口蹄疫の発生状況



豚熱・アフリカ豚熱

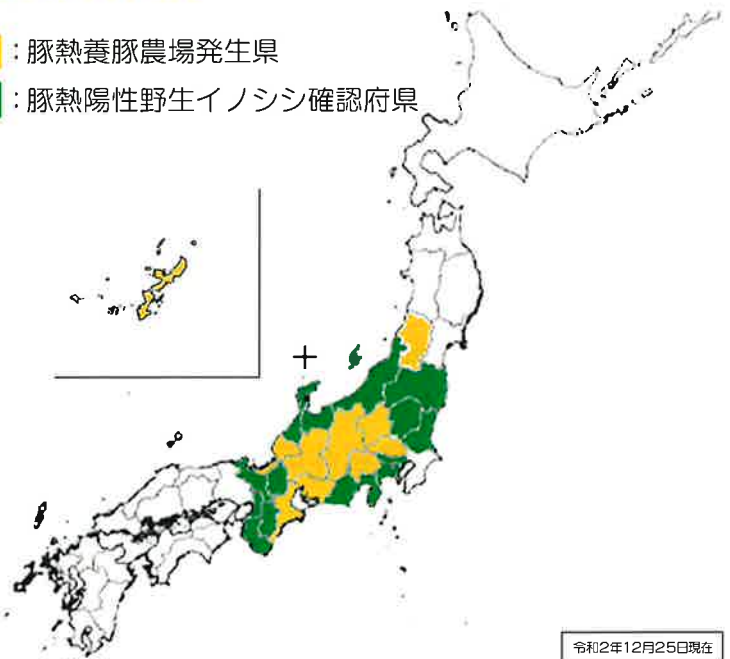
<豚熱>

令和2年12月に山形県鶴岡市の養豚農場で豚熱が発生し、平成30年以降、10県60例の発生が確認されています。

また、野生イノシシの感染も相次いでおり、23府県で確認されており、ワクチン接種推奨地域は27都府県で指定されています。

豚熱の発生状況

- 豚熱養豚農場発生県
- 豚熱陽性野生イノシシ確認府県



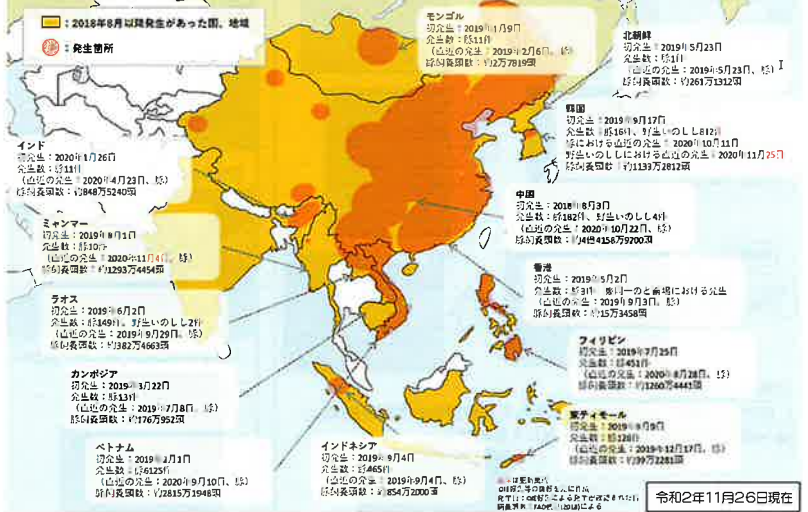
<アフリカ豚熱>

日本での発生はないものの、近隣諸国での発生が続いています。

特に韓国では、依然として野生イノシシで陽性事例が確認されています。我が国へ侵入するリスクは依然として高いままです。

飼養者の皆様には、飼養衛生管理基準の遵守の再確認していただき、発生予防に努めていただきますようお願いいたします。

アジアにおけるアフリカ豚熱の発生状況



五島日本語学校で 動物検疫・家畜衛生の説明会を実施しました

動物検疫所が実施した日本語学校学生向けの動物検疫制度の説明会に参加しました。動物検疫所からは家畜伝染病の概要や日本への畜産物の持ち込みを行わないよう説明を行いました。また、当所からは畜産農家で実施している家畜伝染病予防対策（飼養衛生管理基準）について説明を行い、無断で家畜飼養農場へ立入らないことなどを要請しました。

今後も家畜伝染病発生予防に向けた取り組みを強化していきます。

説明会の様子



農場飼養衛生管理マニュアルの作成をお願いします

飼養衛生管理基準改正にともない、飼養衛生管理区域毎に「飼養衛生管理マニュアル」の作成が必要となりました。**豚飼養者は令和3年3月末、その他の家畜（牛、馬、家きん等）飼養者は令和4年1月末**までに作成することとなっています。

農林水産省HP (https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html) にマニュアル例が掲載されていますので、ご参考ください。

衛生管理区域内の整理・整頓

○目的別に資材等の保管場所を設定し、毎週 曜日整理・整頓し、業務日誌に記録する。

飼料保管庫

担当：【記載】従事者名

薬品庫

担当：【記載】従事者名

事務所

担当：【記載】従事者名

○毎月、【記載】除草の頻度

【記載】従事者名 が衛生管理区域内及び防護柵の周囲を除草し、 m幅で石灰を散布し、業務日誌にも記録する。

8

靴の洗浄・消毒方法

・実施場所：衛生管理区域境界、畜舎境界
 ・実施頻度：入退場時
 ・消毒薬の種類：【記載】逆性石けん500倍等

①汚れたまま消毒槽に入るのはNG

②長靴は念入りに洗浄する。

③汚れたまま消毒槽に入るのはNG

④消毒槽に入る。

⑤天日干しする。

【参考】水道が付近にない場合、消毒槽の手前に洗浄槽を設置する。



マニュアル例
出典：農林水産省HP

牛流行熱等抗体検査結果について

毎年、春先に生まれた未越夏牛の子牛の抗体検査により、蚊や牛ヌカカによって媒介され異常産等を引き起こす原因となる牛アルボウイルス（牛流行熱ウイルスなど）の動きを調査しています。

今年度も管内の5戸の牛飼養農家にご協力いただき、12頭について検査を行いました。

今回、五島管内では下表のとおり、抗体の陽転は認められませんでした。県内他地域ではイバラキウイルスに対する抗体陽転が認められました。また、九州各県においてはイバラキウイルスや牛流行熱ウイルス、ピートンウイルスの動きが確認されており、今後の牛異常産の発生には注意が必要です。

		牛流行熱ウイルス	イバラキウイルス	アカバネウイルス	アイノウイルス
五島	陽転頭数	0/12	0/12	0/12	0/12
	陽転率	0%	0%	0%	0%
県内	陽転頭数	0/72	4/72	0/72	0/72
	陽転率	0%	5.6%	0%	0%

		チュウザンウイルス	ピートンウイルス	ディアギュラウイルス	シャモンダウイルス
五島	陽転頭数	0/12	0/12	0/12	0/12
	陽転率	0%	0%	0%	0%
県内	陽転頭数	0/72	0/72	0/72	0/72
	陽転率	0%	0%	0%	0%

牛飼養農家の皆様におかれましては、**牛異常産ワクチンの接種を励行**していただくとともに、これから春先までは特に体形異常を伴う異常産を疑う場合、診療獣医師や当所にご相談ください。

なお、診断には胎盤の検査が重要ですので、**異常産が疑われる場合には胎盤の確保**をお願いします。

凍結精液の譲渡について

精液等が不正に国外に持ち出された事案の発生を受け、令和2年10月1日に家畜改良増殖法の一部を改正する法律が施行されました。その中で原則、家畜人工授精所等（家畜人工授精所、家畜改良センター、畜産試験場など）以外の場所で家畜人工授精用精液や受精卵の保存は禁止され、譲渡も禁止されました。

家畜人工授精所を開設していない家畜人工授精師や畜産農家は、自己の飼養する雌牛に注入または移植する精液等の保有は可能です。

その場合でも精液等の他人への譲渡は有償、無償に関わらずできませんので、法令遵守をお願いします。



家畜・家きんを飼養されている方は 定期報告の提出が必要です

家畜伝染病予防法により、**愛玩目的を含めて家畜・家きんを1頭(羽)でも飼養している方は**、毎年2月1日時点での家畜の飼養状況等の報告が**義務付けられています**。

昨年報告いただいた方は、当所が送付する様式へご記入のうえ、提出期限内に当所、市町または最寄りのJA支店まで提出いただきますようよろしくお願いいたします。

新しく家畜・家きんの飼養をはじめた方やご不明な点がある方は、お手数ですが、当所までお問い合わせください。



<農場の分類>

家畜の種類	小規模	中規模	大規模
牛(24か月齢以上)、水牛 馬	1頭	2頭以上、200頭未満	200頭以上
豚、鹿、めん羊、山羊、 いのしし	6頭未満	6頭以上、3,000頭未満	3,000頭以上
鶏、うずら	100羽未満	100羽以上、10万羽未満	10羽以上
あひる、きじ、 ほろほろ鳥、七面鳥		100羽以上、1万羽未満	1万羽以上
だちょう		10羽以上、1万羽未満	

<提出書類>

○：必ず提出 △：提出したことがあり、前回内容と変更がなければ提出不要

内 容		小規模	中規模	大規模
1	基本情報、家畜の種類と頭数	○	○	○
2	飼養衛生管理基準の添付書類		△	△
3	飼養衛生管理基準の遵守状況		○	○

<提出期限> 期限内の提出をお願いします

①牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚及びいのししの所有者

⇒ **令和3年4月15日**

②鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥の所有者

⇒ **令和3年6月15日**